

関係者 各位

殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長 山本 政彦
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---|
| 1 件 名 | イベント傷害保険(第14回大島ダム・ウォーク) (オープンカウンター方式による) |
| 2 施 行 場 所 | 愛知県豊橋市今橋町8番地 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所 |
| 3 工 期 | 契約締結の翌日から令和7年11月30日まで
ただし、イベント傷害保険適用期間は令和7年11月8日とする。 |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|--|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 特になし |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | FAX又は電子メールによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3)提出期限 | 令 和 7 年 10 月 7 日 12:00 まで |
| 4)提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所
TEL 0532-54-6502 FAX 0532-54-6517
メールアドレス: nyukei_toyogawa@water.go.jp |
| 5)担当者 | 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所 経理課 井上 |
| 6)質 問 書 | 令 和 7 年 10 月 1 日 12:00 まで |
| 提出期限 | ※質問の回答については、提出期限の翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 7)見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年10月8日 12:00 までとします。 |
| 8)そ の 他 | 見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1)保険料の支払いについては、イベント開催日までにお支払致します。 | |
| 2)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。 | |

イベント傷害保険（第14回大島ダム・ウォーク） 仕様書

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所が依頼するイベント傷害保険（第14回大島ダム・ウォーク）に適用する。

第2節 保険契約者及び被保険者

- (1) 保険契約者 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所（以下「機構」という。）
- (2) 被保険者 機構が開催するイベントの参加者

第3節 契約期間

契約締結の翌日から令和7年11月30日まで
ただし、イベント傷害保険適用期間は令和7年11月8日とする。

第4節 保険の種類

機構が開催するイベントに参加する者の怪我、死亡に対応する保険（普通傷害保険・レクリエーション特約付帯）

第5節 イベント概要及び日時・参加者数

- (1) 日 時 令和7年11月8日（土）
- (2) 開催場所 愛知県新城市名号杉本57-3外
独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所 大島ダム
- (3) イベント名 第14回 大島ダム・ウォーク
- (4) イベント内容 大島ダム周辺におけるウォーキング、施設見学、関係団体ブース
展示、弁当販売など
- (5) 参加者数 600名（予定）

第6節 保険金額

1名あたり	
死亡・後遺障害	700万円
入院保険金日額	3,000円
通院保険金日額	2,000円
熱中症危険補償契約	なし

第7節 その他の事項

- (1) 契約方式は、個別契約方式を原則とする。
- (2) 契約締結等の事務については、本店又は保険代理店を介して行うものとする。
なお、代理店の選定は、任意に選定してよいが、契約期間開始前までに機構担当者に選定した代理店を明示した書面を提出すること。
- (3) 契約期間開始前までに、別途、傷害保険申込書等を提出すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、又は契約後疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

以 上

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長 山本 政彦 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年9月22日に交付された「イベント傷害保険（第14回大島ダム・ウォーク）」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

- くじの方法について同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

- くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

- くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- 同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - 同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

- 具体的な決定方法について 例)

・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り}$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り}$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。

オープンカウンター方式による 調達方法フロー

水資源機構

業者様

HPにおいて見積依頼書、仕様書等の交付

交付資料のダウンロード

見積依頼書等の交付受領書の受理

見積依頼書等の交付受領書の提出 (FAX又は電子メール)

質問書の受理

質問書の提出
(FAX、電子メール、持参、郵送)
※仕様書等に対する質問がある場合、又は物品購入の場合で同等品規

HPにおいて質問回答書の交付

質問回答書の内容確認

見積書の受理

見積書提出

契約締結の相手方へ決定通知書の交付 (FAX又は電子メール)

業務実施

工事完成、業務完了、納品完了後に検査の上、支払

工事完成、業務完了、納品

オープンカウンター方式による見積手順

豊川用水総合管理所より見積を依頼した件名について、見積依頼書及び仕様書等を豊川用水総合管理所ホームページ「オープンカウンター方式による調達情報」に掲載しておりますので、見積参加希望の方は下記の【手順】により見積書の提出をお願いいたします。

【手順】

- ① 豊川用水総合管理所ホームページ「オープンカウンター方式による調達情報」に見積依頼内容を掲載しておりますので、依頼内容をご確認ください
- ② 依頼内容を確認し、見積合わせに参加希望される方は「見積依頼書等の交付受領書」を提出してください。受領書の提出先は「見積依頼書3. 4) 提出先」のFAX番号又はメールアドレスをお願いします。
- ③ 見積依頼内容に質問がある場合は、見積依頼書に記載された提出期限までにFAX又は電子メールのいずれかにより機構に提出してください。
- ④ ③の質問について、質問書提出期限の翌日に豊川用水総合管理所ホームページに回答書を掲載しますので、その内容を確認し見積書を提出してください。
- ⑤ 見積書は見積依頼書に記載された提出期限までにFAX又は電子メールにより提出してください。
- ⑥ 決定通知は契約締結の相手方のみ通知します。（FAX又は電子メール）
- ⑦ 辞退する場合、辞退届の提出は必要ありません。

【オープンカウンター方式とは】

- オープンカウンターとは、工事、コンサルタント業務及び物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。
- 詳細の内容は、豊川用水総合管理所ホームページ「豊川用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」及び「調達方法フロー」をご覧ください。

【留意事項】

- 見積書の提出は、別添「見積依頼書」に記載された提出期限までに、FAX又は電子メールで送信してください。
なお、送信先は「見積依頼書」の提出先に記載されたFAX番号又はメールアドレスとします。また、送信後は、機構へ受信確認の電話連絡をしてください。
- 入札心得書等は次のホームページに掲載していますのでご利用ください。

<https://www.water.go.jp>

【問い合わせ先】 愛知県豊橋市今橋町8番地

独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所 経理課

TEL0532-54-6502 FAX0532-54-6517 メール nyukei_toyogawa@water.go.jp